

令和3年12月16日

令和3年度地域型住宅グリーン化事業
採択グループ事務局 様

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

令和3年度地域型住宅グリーン化事業 補正予算による実施について

平素は、地域型住宅グリーン化事業の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、令和3年度補正予算案の閣議決定を受け、令和3年度地域型住宅グリーン化事業の補正予算による実施についてお知らせします。以下に、現時点で想定する実施内容を記載しますので、ご確認の上、グループ構成員に周知をお願いいたします。なお、実施内容や事業要件等は今後、国会審議などにより変更の可能性があります。

1. 補正予算の実施方法について

- (1) 令和3年度補正予算が成立した場合、27億円程度の規模で実施する予定です。
- (2) 実施枠は以下の5区分です。なお、配分方式は、先着順方式にて行います。
 - ①長寿命型（未経験枠）、②長寿命型（制限なし枠）、③ゼロ・エネルギー住宅型（未経験枠）、④ゼロ・エネルギー住宅型（制限なし枠）、⑤高度省エネ型※省エネ改修型、優良建築物型の実施はありません。
- (3) 加算メニューは以下の4区分です。
 - ①省エネ強化加算（長寿命型限定）、②地域材加算、③三世帯同居加算、④若者・子育て世帯加算（建築主が補正予算成立日時点で40歳未満の場合、または補正予算成立日時点もしくは交付申請日時点で建築主が18歳未満の子供と同居している場合）。なお、地域材加算、三世帯同居加算、若者・子育て世帯加算の併用はできません。

2. その他留意点

- (1) 補正予算により追加で対象となる住宅は、着手（請負は契約の締結、売買は着工）が補正予算成立日から令和4年3月31日までの期間のものですが、請負については交付申請時に請負契約書の提出が必要です。なお、請負の着工は補正予算成立日以降に可能となります。
- (2) 交付申請の受付期限は令和4年3月まで、完了実績報告の受付期限は令和4年10月までを予定しています。
- (3) 1戸あたりの補助金の上限額は令和3年度当初予算と同様とし、施工事業者1社が申請できる補助金は、当初予算で定めた上限額とは別に、令和3年度補正予算として、長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型それぞれ3戸相当が上限額となります。なお、中規模工務店は、各タイプそれぞれに1戸と

します。

- (4) 当初予算で交付申請している住宅を取り下げ、補正予算に切り替えて交付申請することはできません。(切り替えが発覚した場合は、当初予算・補正予算のどちらにも申請できなくなる恐れがあります。)
- (5) 本制度と補助対象が重複する「こどもみらい住宅支援事業」との併用はできません。
- (6) 施工事業者の新規登録は、令和3年12月20日期限の計画変更申請で終了します。
- (7) 現地写真には、補正予算用の文字(●●●※)や撮影日等を記載した看板を必ず入れていただきます。手続きの詳細、正式な受付期限等は、補正予算成立後に実施支援室より交付申請等手続きマニュアル等によりお知らせいたします。
※●●●は補正予算成立日に実施支援室よりお知らせがあります。

(問い合わせ先)

地域型住宅グリーン化事業 評価事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アトレスビル5階

一般社団法人木を活かす建築推進協議会内

TEL: 03-3560-2886 (平日 11:00~16:00 ※12:00~13:00 除く)

※現在、テレワーク、時差通勤を実施しております。

お電話によるお問い合わせ対応が困難となりますので、原則メールでの対応とさせていただきます。ご不便・ご迷惑をお掛けいたします。

hyouka@chiiki-grn.jp